

| 項目 | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----|---|--|
| 1  | I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項  | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の実施に関する基本的事項  |
| 2  | 第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方   | 鳥獣の保護及び <u>管理並びに</u> 狩猟の適正化に関する基本的な考え方   |
| 3  | 1 基本的な考え方   | (略)  |
| 4  | 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇りうるものである。 | (略)  |
| 5  | しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理の一層の推進が必要となっている。                                      | しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体 <u>群数</u> 管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理の一層の推進が必要となっている。  |
| 6  |   | <u>特に、近年、二ホンジカやイノシシなどの種において、急速な個体数増加と分布拡大が起こっており、たとえ環境収容力内の生息密度であっても、生態系や農林業等への被害が深刻な状況となっている。これらの種による被害については、保護対象を限定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界があり、広域化する農林業被害や生活環境被害はもちろんのこと、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、他の野生生物種の保護や生物多様性の保全をも考慮した積極的な個体群の管理が不可欠である。</u>                 |
| 7  |   | <u>こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年5月公布)が平成27年●月に施行されることとなり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(以下「法」という。)」となることとなった。</u>  |
| 8  |   | <u>なお、従来から専門家等においては、このような鳥獣の個体群の管理を「管理(マネジメント)」等と呼んでいるが、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義されている。本基本指針において、この定義の意味で「管理」の語を使うのは、「鳥獣の管理」とする場合であり、それ以外の「管理」については従来通りの意味で使用していることに注意されたい。</u> |
| 9  | 鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。  | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の実施に当たっては、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。  |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----|--|--|
| 10 | さらに、鳥獣の保護管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。  | さらに、鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。   |
| 11 | 加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。   | (略)  |
| 12 |  | <u>環境省と農林水産省が共同で取りまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）においては、ニホンジカ及びイノシシについて当面の捕獲目標を定め、生息頭数を10年後（平成35年度）までに半減することとしたことを踏まえ、これらの鳥獣の捕獲を強化することが必要である。</u>  |
| 13 | また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。   | (略)  |
| 14 | こうしたことを踏まえ、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。   | こうしたことを踏まえ、鳥獣保護 <u>管理</u> 事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、 <u>生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するの種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止</u> という鳥獣の <u>保護及び</u> 管理の考え方を基本として実施するものとする。  |
| 15 | また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。 | また、鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や <u>第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画特定鳥獣保護管理計画</u> （以下「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。 |

| 項目 | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|----|---|---|
| 16 | 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題   | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業をめぐる現状と課題  |
| 17 | (1) 鳥獣保護管理  | <u>(1)鳥獣の保護及び管理</u>   |
| 18 | <p>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が一層深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。また、餌の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。</p>   | <p>(略)</p>  |
| 19 | <p>このような状況の中で、46都道府県で117の特定計画（平成23年4月1日現在）が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、クマ類及びニホンザルでは生息分布域に比して作成数が少ない等、種によって差が生じている。特定計画の達成状況については、種によって傾向は異なるものの、作成後、年数を経ている計画では、作成時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もある。一方で、特定計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進行管理が行われていない等の課題もある。このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す順応的な保護管理の推進が求められている。</p> | <p>このような状況の中で、46都道府県で<del>117</del><u>131</u>の特定<u>鳥獣保護管理</u>計画（平成<del>23</del><u>26</u>年4月1日現在。<u>改正前の鳥獣保護法に基づく計画。</u>）が作成され、科学的・計画的な鳥獣の<u>保護及び管理</u>が進展して<u>きたい</u>が、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布域の大部分で特定<u>鳥獣保護管理</u>計画が作成されて<u>きたい</u>一方で、クマ類及びニホンザルでは生息分布域に比して作成数が少ない等、種によって差が生じている。特定<u>鳥獣保護管理</u>計画の達成状況については、種によって傾向は異なるものの、作成後、年数を経ている計画では、作成時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もある。一方で、特定<u>鳥獣保護管理</u>計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進行管理が行われていない等の課題もある。このため、個体<u>群数</u>管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣の<u>保護及び管理</u>は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す順応的な<u>保護及び管理</u>の推進が求められている。</p> |
| 20 | <p>また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護管理については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣保護管理が課題となっている。広域指針については、現在作成されているのはカワウ2地域、クマ1地域、シカ1地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。</p>  | <p>また、個体群が広域に分布する鳥獣の<u>保護及び管理</u>については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣の<u>保護及び管理</u>が課題となっている。広域指針については、現在作成されているのはカワウ2地域、クマ1地域、<u>ニホンジカシカ</u>1地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。</p>   |

| 項目 | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|----|---|---|
| 21 |   | <p>今般、法においては、従来の特定鳥獣保護管理計画について、<br/> <u>ア) その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）</u><br/> <u>イ) その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）</u><br/> <u>ウ) 国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画（希少鳥獣保護計画）</u><br/> <u>エ) 特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画（特定希少鳥獣管理計画）</u><br/> に再整理した。このため、現行の特定鳥獣保護管理計画を、いずれかの計画として新たに作成する必要がある。</p> |
| 22 | <p>加えて、特定計画の作成及び実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保が必要である。</p>  | <p>加えて、<u>特定これらの計画を適切にの作成及び実施していくためにはにより、適切な科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理に係るを推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保が必要である。特に、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員に配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度の適切な運用等により鳥獣管理の担い手を確保することが求められる。</u></p>   |
| 23 |   | <p><u>認定鳥獣捕獲等事業者</u></p>  |
| 24 |   | <p><u>鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事が認定した認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の管理の担い手になることが求められており、その育成・確保が課題となっている。</u></p>  |
| 25 | (2) 鳥獣保護区   | (略)   |
| 26 | <p>国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年では指定箇所数が微減傾向となっている。鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。</p> | <p>国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年では指定箇所数が微減傾向となっている。鳥獣保護区においても、<u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理個体数調整</u>の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。</p>  |
| 27 | (3) 鳥獣保護員   | 鳥獣保護 <u>管理</u> 員  |
| 28 | <p>鳥獣保護事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護員については、その新たな役割として鳥獣保護管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が課題となっている。</p>  | <p>鳥獣保護<u>管理</u>事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護<u>管理</u>員については、その新たな役割として鳥獣の<u>保護及び</u>管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が課題となっている</p>   |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|----|--|---|
| 29 | (4) 狩猟   | (略)   |
| 30 | 鳥獣保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、網やわなの適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。   | 鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、 <u>猟具網やわな</u> の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。  |
| 31 | (5) 有害鳥獣捕獲   | (略)   |
| 32 | 地域ぐるみで有害鳥獣捕獲の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっている。また、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。  | 地域ぐるみで <u>鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害鳥獣捕獲」という。)</u> 有害鳥獣捕獲の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっている。また、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。 <u>なお、農林業のもつ水源保全・貯水機能や土砂流出防止機能など公益的機能の重要性に鑑みれば、二ホンジカ等の生息数が著しく増加し、中山間地で過疎化・高齢化が進んでいる現在のような状況では、原則として市町村と被害を受ける者が連携して有害鳥獣捕獲を行うことが求められる。</u> |
| 33 | (6) 国際的な取組の状況  | (略)   |
| 34 | 渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協会合会において、条約・協定の締結に向けて取り組んでおり、これらに基づき、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や共同研究等を進めている。また、これまでに「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努めてきた結果、アジア太平洋地域におけるシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、渡り鳥及びその生息地に関する普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展してきた。平成18年には、当該地域の渡り鳥保全を更に推進するために同戦略は発展的に解消され、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足している。 | (略)   |
| 35 | さらに、平成20年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」第10回締約国会議の開催までに37か所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。   | (略) ※時点修正   |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----|--|--|
| 36 | <p>しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。</p> | (略)  |
| 37 | (7) 鳥獣の流通等   | (略)  |
| 38 | <p>国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。</p>   | (略)  |
| 39 | (8) 感染症  | (略)  |
| 40 | <p>高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対策は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。</p>   | (略)  |
| 41 | 3 鳥獣保護事業の実施の方向性  | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の実施の方向性   |
| 42 | <p>上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。</p>  | <p>上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護<u>管理</u>事業を次のとおり実施するものとする。</p> |

| 項目       | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----------|--|--|
| 43<br>44 | <p>(1) 生物多様性の保全</p> <p>鳥獣保護事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、さらには休猟区や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。</p> | <p>(略)</p> <p>鳥獣保護<u>管理</u>事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用<u>及び捕獲等事業の実施</u>等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護<u>管理</u>事業が適切に実施されなければ、<u>ニホンジカシカ</u>の増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、さらには休猟区や<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）</u>第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、<u>法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施</u>、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。</p> |
| 45       | <p>(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築</p>   | <p>(略)</p>   |
| 46<br>47 | <p>ア 特定計画による鳥獣の適切な保護管理</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導する等、適切な鳥獣の保護管理が必要となる。</p> <p>一方、全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、全ての在来種が安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。</p>  | <p><u>ア 第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護</u></p> <p><u>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導する等、適切な鳥獣の保護管理が必要となる。</u></p> <p><u>一方、全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群、一部の希少鳥獣についてはもあることから、全ての在来種が安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。</u></p>   |
| 48       | <p>このため、こうした鳥獣について都道府県は特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。</p>   | <p>このため、こうした鳥獣について、<u>都道府県は第一種特定鳥獣保護計画を作成して特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、第一種特定鳥獣保護計画を特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。</u></p> <p><u>加えて、必要に応じ、法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>また、希少鳥獣については、国は必要に応じて希少鳥獣保護計画を作成して、希少鳥獣の保護を図るものとする。</u></p>  |

| 項目           | 現行 | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|--------------|----|--|
| 49<br><br>50 |    | <p><u>イ 第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理</u></p> <p><u>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要となる。</u></p> <p><u>また、希少鳥獣であっても、局地的な生息数の増加により、農林水産業等被害が深刻であって、計画的な管理を進める必要がある種もある。</u></p>  |
| 51           |    | <p><u>このため、こうした鳥獣について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条に基づく第二種特定鳥獣に係る狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度、法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>また、希少鳥獣については、国が必要に応じて特定希少鳥獣管理計画を作成して、特定希少鳥獣の管理を図るものとする。</u></p> |
| 52<br><br>53 |    | <p><u>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化</u></p> <p><u>国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く)について、指定管理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。</u></p>         |

| 項目       | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----------|---|--|
| 54<br>55 | <p>イ 狩猟の役割とその適正化</p> <p>狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。</p> | <p><u>エ</u> 狩猟の役割とその適正化</p> <p>狩猟者は、科学的・計画的な保護<u>及び</u>管理を図るための<u>鳥獣の個体群数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。</u><u>このような社会的役割について普及啓発を行うとともに</u>ため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図<u>り</u>るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。</p>  |
| 56<br>57 | <p>ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方</p> <p>人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。</p>   | <p><u>オ</u> 科学的・計画的な保護<u>及び</u>管理の進め方</p> <p>人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護<u>及び</u>管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護<u>及び</u>管理はもとより、<u>個別の</u>有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。</p>  |
| 58<br>59 | <p>工 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備</p> <p>鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。</p>  | <p><u>カ</u> 科学的・計画的な保護<u>及び</u>管理を支える基盤の整備</p> <p>鳥獣の科学的・計画的な保護<u>及び</u>管理の推進を図るためには、<u>生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、</u>これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。</p>   |
| 60       | <p>また、保護管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護員、技術者及び鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、地域における個体数の推計等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。</p>   | <p>また、<u>鳥獣管理の専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、</u>保護<u>及び</u>管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護<u>管理</u>員、技術者及び鳥獣の保護<u>及び</u>管理の一端を担<u>う</u>い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・<u>技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、</u>地域における個体数の推計等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護<u>及び</u>管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、<u>あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。</u></p> |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----|--|--|
| 61 | (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等  | 地域住民の理解と協力、鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の普及啓発等   |
| 62 | 鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やN G Oとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。 | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やN G Oとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。<br><u>特に、鳥獣管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを通じて、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き替えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことも重要である。</u> |
| 63 | (4) 関係主体の役割の明確化と連携   | (略)  |
| 64 | 国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護事業の効果的な実施を図るものとする。  | 国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護 <u>管理</u> 事業の効果的な実施を図るものとする。   |
| 65 | 第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施  | 鳥獣保護 <u>管理</u> 事業のきめ細かな実施  |
| 66 | 以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。   | 以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理を進めるものとする。   |
| 67 | 1 制度上の区分に応じた保護管理   | 制度上の区分に応じた保護 <u>及び</u> 管理  |
| 68 | (1) 希少鳥獣   | (略)  |
| 69 | ① 対象種  | (略)  |
| 70 | 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第6項に基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。   | 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第 <u>2.7</u> 条第 <u>4.6</u> 項に基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。 <u>また、レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類若しくはⅡ類から外れたものの、管理手法が確立しておらず、当面の間、計画的な管理手法を検討しながら管理を進める必要がある鳥獣で、法第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣も対象とし、適切な管理手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。</u> また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。   |
| 71 | 国の希少鳥獣は法第7条第6項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。  | 国の希少鳥獣は法第 <u>2.7</u> 条第 <u>4.6</u> 項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護 <u>管理</u> 事業計画において示されるものとする。   |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|----|--|---|
| 72 | ② 保護管理の考え方   | 保護 <u>及び</u> 管理の考え方   |
| 73 | 希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。   | 希少鳥獣の適切な保護 <u>及び</u> 管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。   |
| 74 | また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。   | (略)   |
| 75 |  | <u>さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努めるものとする。</u>   |
| 76 | 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。     | (略)   |
| 77 | なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。   | なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護 <u>管理</u> 事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護 <u>又は</u> 管理に努めるものとする。  |
| 78 | (2) 狩猟鳥獣   | (略)   |
| 79 | ① 対象種  | (略)   |
| 80 | 以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるものとする。   | 以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第 <u>2-3</u> 項に基づき定めるものとする。   |
| 81 | また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 | また、国は、鳥獣保護 <u>管理</u> 事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 |
| 82 | 1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。<br>ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。<br>イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。                    | (略)   |
| 83 | 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。  | (略)   |

| 項目 | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|----|--|--|
| 84 | ② 保護管理の考え方   | 保護及び管理の考え方   |
| 85 | 狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。  | 狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。  |
| 86 | また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。   | (略)  |
| 87 | 国は、全国的な狩猟鳥獣保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。 | 国は、全国的な狩猟鳥獣保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。 |
| 88 | ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。  | (略)  |
| 89 | さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。   | さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、 <b>第二種</b> 特定鳥獣 <b>管理</b> 計画の積極的な作成及び実施により、 <b>被害の防止及び地域個体群の存続を図りつつ被害防止</b> を図るものとする。  |
| 90 | (3) 外来鳥獣   | (略)  |
| 91 | ① 対象種  | (略)  |
| 92 | 本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。  | (略)  |
| 93 | ② 管理の考え方   | (略)  |
| 94 | 外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。  | (略)  |
| 95 | また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づく特定外来生物(以下、「特定外来生物」という。)の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。   | (略)  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 96  | なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。   | (略)  |
| 97  |   | (4)指定管理鳥獣  |
| 98  |   | ①対象種   |
| 99  |   | ★資料1-3「1. 指定管理鳥獣の指定のあり方」   |
| 100 |   | ②管理の考え方  |
| 101 |   | ★資料1-3「2. 指定管理鳥獣の管理の考え方」   |
| 102 | (4) 一般鳥獣  | (略)  |
| 103 | ① 対象種   | (略)  |
| 104 | 希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）以外の鳥獣とする。   | 希少鳥獣、狩猟鳥獣、 <u>並びに</u> 外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。） <u>並びに指定管理鳥獣</u> 以外の鳥獣とする。  |
| 105 | ② 保護管理の考え方  | 保護 <u>及び</u> 管理の考え方  |
| 106 | 一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。   | 一般鳥獣の適切な保護 <u>及び</u> 管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。   |
| 107 | また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。  | また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、 <u>第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画</u> の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。   |
| 108 | 2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方   | 鳥獣の特性に応じた保護 <u>及び</u> 管理の考え方   |
| 109 | (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣  | 広域的な保護 <u>及び</u> 管理が必要な鳥獣  |
| 110 | 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護管理の方向性を示す広域保護管理指針（以下「広域指針」という。）やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣保護管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るよう努めるものとする。 | 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護 <u>及び</u> 管理の方向性を示す <u>広域的な保護管理</u> 指針（以下「広域指針」という。）やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護 <u>及び</u> 管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣の <u>保護及び</u> 管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るよう努めるものとする。 |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 111 | (2) 保護管理について特に配慮が必要な鳥獣  | <u>保護</u> について特に配慮が必要な鳥獣  |
| 112 | 半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣については地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において特定計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな保護管理に努めるものとする。 | 半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣については地域個体群の維持に留意すべきである。 <u>が、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において第一種特定鳥獣保護計画特定計画の作成及び実施や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することによる、きめ細かな保護管理に努めるものとする。</u> |
| 113 |   | <u>(3)管理について特に配慮が必要な鳥獣</u>  |
| 114 |   | 半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣について、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において <u>第二種特定鳥獣管理</u> 計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限の <u>実効性を高める</u> ための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな <u>保護</u> 管理に努めるものとする。   |
| 115 | また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった保護管理に努めるものとする。  | また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった <u>保護</u> 管理に努めるものとする。   |
| 116 | (3) 渡り鳥及び海棲哺乳類  | <u>(4)渡り鳥及び海棲哺乳類</u>  |
| 117 | 国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護管理に努めるものとする。  | 国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な <u>保護及び</u> 管理に努めるものとする。   |
| 118 | ① 我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進める。  | (略)   |
| 119 | ② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護管理方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。   | 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な <u>保護及び</u> 管理方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。  |
| 120 | なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。  | なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や <u>保護及び</u> 管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な <u>保護及び</u> 管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。  |
| 121 | 3 鳥獣保護に関する調査研究の推進   | <u>鳥獣の保護及び管理</u> に関する調査研究の推進  |
| 122 | 科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するためには、鳥獣の分布や植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。  | 科学的・計画的な鳥獣 <u>管理</u> 事業を推進するためには、鳥獣の分布や <u>個体群動態、生息数</u> 、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。  |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 123 | また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。  | (略)  |
| 124 | このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、狩猟鳥獣及び有害鳥獣等の捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発等の鳥獣保護管理に資する研究についても推進するものとする。  | このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、狩猟鳥獣及び有害鳥獣等の捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、 <u>効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発</u> 等の鳥獣の保護及び管理に資する <u>調査研究・技術開発</u> についても推進するものとする。   |
| 125 | また、国は、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。   | また、国は、 <u>都道府県の協力を得て</u> 、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。  |
| 126 | さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。  | (略)  |
| 127 | なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。   | (略)  |
| 128 | 第三 特定計画制度の推進   | (略)  |
| 129 | 1 特定鳥獣の適切な保護管理   | 特定鳥獣の適切な保護 <u>及び</u> 管理  |
| 130 | (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方   | 広域的な鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理の考え方   |
| 131 | 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。 | 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護 <u>及び</u> 管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護 <u>及び</u> 管理に努めるものとする。 |
| 132 | ① 広域指針の作成  | (略)  |
| 133 | 広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。  | (略)  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 134 | <p>広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。</p>   | (略)  |
| 135 | <p>なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。</p>   | <p>なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護<del>及び</del>管理の実施に努めるものとする。</p> |
| 136 | ② 広域指針の対象とする地域個体群   | (略)  |
| 137 | <p>広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術ガイドラインにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。</p>            | (略)  |
| 138 | <p>技術ガイドラインに示された地域個体群に関する都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群に関する、生息数動向、被害規模、繁殖力、分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。</p>  | (略)  |
| 139 | ③ 広域協議会の設置  | (略)  |
| 140 | <p>広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。</p> | (略)  |
| 141 | <p>ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。</p>  | (略)  |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 142 | ④ 科学的及び順応的管理の推進  | (略)  |
| 143 | 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。   | (略)  |
| 144 | 広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。   | (略)  |
| 145 | 科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。  | (略)  |
| 146 | ⑤ 広域指針の記載項目  | (略)  |
| 147 | <p>広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な保護管理の目的及び背景</li> <li>2 保護管理すべき鳥獣の種類</li> <li>3 広域指針の期間</li> <li>4 広域指針の対象地域</li> <li>5 広域的な保護管理の目標 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状</li> <li>(2) 保護管理の目標</li> <li>(3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れたな連携施策の考え方</li> <li>(4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）</li> </ol> </li> <li>6 広域的な保護管理における特定鳥獣の数の調整に関する事項</li> <li>7 広域的な保護管理における生息地の保護及び整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生息環境の保護</li> <li>(2) 生息環境の整備</li> </ol> </li> <li>8 広域的な保護管理における被害防除対策</li> <li>9 広域的な保護管理におけるモニタリング及びフィードバック</li> <li>10 その他広域的な保護管理のために必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広域的な実施体制（広域協議会の体制等）</li> <li>(2) 特定計画及び都道府県協議会について</li> <li>(3) 普及啓発</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> </ol> | <p>広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護又は管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な保護又は管理の目的及び背景</li> <li>2 保護又は管理すべき鳥獣の種類</li> <li>3 広域指針の期間</li> <li>4 広域指針の対象地域</li> <li>5 広域的な保護又は管理の目標 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状</li> <li>(2) 保護又は管理の目標</li> <li>(3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れたな連携施策の考え方</li> <li>(4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）</li> </ol> </li> <li>6 広域的な保護管理における特定鳥獣の管理数の調整に関する事項</li> <li>7 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生息環境の保護</li> <li>(2) 生息環境の整備</li> </ol> </li> <li>8 広域的な保護又は管理における被害防除対策</li> <li>9 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック</li> <li>10 その他広域的な保護又は管理のために必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広域的な実施体制（広域協議会の体制等）</li> <li>(2) 特定計画及び都道府県協議会について</li> <li>(3) 普及啓発</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> </ol> |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 148 | (2) 技術ガイドライン等の整備   | (略)  |
| 149 | <p>国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣保護管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣保護管理、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。</p> | <p>国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣の保護及び管理、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。</p> |
| 150 | (3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック   | (略)  |
| 151 | <p>国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている鳥獣保護事業計画に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。</p>  | <p>国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。</p>  |
| 152 | <p>また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。</p>   | (略)  |
| 153 | 2 地域における取組の充実  | (略)  |
| 154 | (1) 実施計画の作成の推進   | (略)  |
| 155 | <p>都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。</p>   | <p>都道府県又は鳥獣保護管理事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。</p>   |
| 156 | <p>また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。</p>  | (略)  |
| 157 | <p>さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。</p>   | <p>さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。</p>  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 158 | (2) 実施計画に基づく保護管理の推進   | 実施計画に基づく保護 <u>及び</u> 管理の推進  |
| 159 | 鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。  | 鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣 <u>の</u> 保護 <u>及び</u> 管理の取組に努めるものとする。   |
| 160 | このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。 | このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護 <u>及び</u> 管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護 <u>及び</u> 管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護 <u>及び</u> 管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。                    |
| 161 | 3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用  | 休猟区における <u>第二種</u> 特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用  |
| 162 | 特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、特定計画の対象区域内の休猟区における特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該特定鳥獣に関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。                        | <u>第二種</u> 特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、 <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> の対象区域内の休猟区における <u>第二種</u> 特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該 <u>第二種</u> 特定鳥獣に関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、 <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。 |
| 163 | なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。   | なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする <u>第二種</u> 特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、 <u>第二種特定鳥獣管理計画特定計画</u> の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。   |
| 164 | 4 入猟者承認制度   | (略)   |
| 165 | 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。           | 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体 <u>群数</u> 管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の <u>適切な管理保護</u> の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の <u>保護</u> 管理を行うものとする。                              |
| 166 | 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。   | 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣 <u>の</u> 保護 <u>又は</u> 管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護 <u>又は</u> 管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。   |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 167 | 第四 人材の育成・確保   | (略)  |
| 168 | 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保   | 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保   |
| 169 | (1) 基本的な考え方   | (略)  |
| 170 | 鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。   | 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、 <u>都道府県等の</u> 行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。  |
| 171 | なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。 | なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。  |
| 172 |   | <u>特に、科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に配置されることが重要である。</u><br><u>都道府県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、関係者との調整、実施、結果の評価、見直しを適切に進めるため、鳥獣管理に関する専門的人材の育成・確保に努めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を適切に進めるため、都道府県の関係部署及び出先機関において、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事務（関係者との調整や受託者の監督等を含む）を円滑に行うことができる人材の育成・確保に努めるものとする。</u> |
| 173 |   | <u>さらに、鳥獣の管理を推進するにあたっては、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、業務の円滑な実施と効率的な捕獲等を行うことができる鳥獣管理の担い手の育成・確保をはかることが効果的である。</u>  |
| 174 | 地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I 第三－2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。                     | 地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、I 第三－2の実施計画作成が効果的であり、実施並びに評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 175 | <p>ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備</p> <p>イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理</p> <p>ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保</p>   | <p>ア 鳥獣保護<u>管理</u>員の鳥獣の<u>保護及び</u>管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備</p> <p>イ <u>認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用</u>や猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体<u>群数</u>管理</p> <p>ウ <u>都道府県</u>や市町村等から委託を受けて鳥獣の<u>保護及び</u>管理を行うことができる民間団体<u>や認定鳥獣捕獲等事業者</u>の育成・確保</p>  |
| 176 | <p>国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。</p>   | <p>国は、こうした鳥獣の<u>保護及び</u>管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣の<u>保護及び</u>管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。<u>さらに、鳥獣保護管理に係る人材登録事業の仕組みを活用して、専門的な人材を育成・確保するための支援を行って鳥獣管理の担い手の育成に努めるものとし、専門的職知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うものとする。</u></p> <p><u>国は、各都道府県における専門的職員の配置状況について把握するものとし、毎年公表するものとする。</u></p> <p><u>なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。</u></p> |
| 177 | <p>また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。</p>  | <p>また、国及び都道府県は、鳥獣の<u>保護及び</u>管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の<u>保護及び</u>管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。</p>   |
| 178 | (2) 確保を図るべき人材等  | (略)  |
| 179 | <p>鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。</p>   | <p>鳥獣の<u>保護及び</u>管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。</p>  |
| 180 | <p>ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材</p> <p>イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材</p> <p>ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材</p> <p>エ 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材</p> <p>オ 地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材</p> <p>カ 上記ア～オの育成・確保を総合的に実施できる団体</p> | <p>ア 特定計画の鳥獣の<u>保護及び</u>管理に関する計画作成に必要な人材</p> <p>イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材</p> <p>ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材</p> <p>エ 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材</p> <p>オ 地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材</p> <p>カ 上記ア～<u>オ</u>の育成・確保を総合的に実施できる団体</p> <p><u>キ 都道府県等の指定管理鳥獣捕獲等事業を受託し、安全かつ確実に遂行できる団体</u></p>   |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 181 | 2 研修等による人材育成   | (略)  |
| 182 | (1) 国が実施する研修の基本的な考え方   | (略)  |
| 183 | ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。  | ア 全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。  |
| 184 | イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。  | イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護管理行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。  |
| 185 |  | <u>ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る安全管理及び捕獲に関する知識・技能等に関する研修について、必要に応じて支援をするものとする。</u>  |
| 186 | (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方  | (略)  |
| 187 | ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。  | ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。  |
| 188 | イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。  | イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護管理行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。   |
| 189 | ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容充実することにより研修の効果が高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。 | ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容充実することにより研修の効果が高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。 |
| 190 | エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。  | エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体、 <u>認定鳥獣捕獲等事業者</u> 等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。                                      |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 191 | (3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方  | (略)   |
| 192 | ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。  | ア 研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体群数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。  |
| 193 | イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。  | イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、 <u>捕獲等における安全管理及び知識・技能、捕獲技術に関する研修や</u> 、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。   |
| 194 | ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。  | (略)   |
| 195 | 第五 鳥獣保護区の指定及び管理   | (略)   |
| 196 | 1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理   | (略)   |
| 197 | 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護管理に努めるものとする。   | 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努めるものとする。   |
| 198 | (1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方  | (略)   |
| 199 | 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅱ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。 | 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣の保護管理のモデルとなるような適切な <u>鳥獣保護区</u> の管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅱ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。 |
| 200 | 湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。  | (略)   |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|--|---|
| 201 | 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。   | (略)   |
| 202 | (2) 保護に関する指針の充実  | (略)   |
| 203 | 近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。 | (略)   |
| 204 | こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針(以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。)の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた管理のための計画を作成して適切な保護管理に努めるものとする。   | こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針(以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。)の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた <u>鳥獣保護区</u> の管理のための計画を作成して適切な <u>鳥獣の保護管理</u> に努めるものとする。 |
| 205 | 2 鳥獣保護区における保全事業の推進   | (略)   |
| 206 | 保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。   | (略)   |
| 207 | 保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。   | (略)   |
| 208 | また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。   | (略)   |
| 209 | なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。  | (略)   |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 210 | 3 環境教育等の推進   | (略)  |
| 211 | 鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努めるものとする。      | (略)  |
| 212 | 第六 狩猟の適正化  | (略)  |
| 213 | 1 基本的な考え方  | (略)  |
| 214 | 鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。           | 鳥獣の科学的・計画的な保護 <u>及び</u> 管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体 <u>群数</u> 管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣保護 <u>及び</u> 管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。   |
| 215 | 狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。   | 狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の <u>保護</u> <u>及び</u> 管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。   |
| 216 | しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。 | しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の <u>保護</u> <u>及び</u> 管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。   |
| 217 | このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護管理を更に推進することとする。  | このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理を更に推進することとする。   |
| 218 | 2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実  | (略)  |
| 219 | 狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、狩猟者の鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理）、錯誤捕獲の防止、鉛弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣保護管理に関する知識や技術の充実を図ることとする。              | 狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、 <u>狩猟者の</u> 鳥獣保護管理事業（ <del>個体群数管理</del> 、 <del>被害防除対策</del> 及び <del>生息環境管理</del> ）、錯誤捕獲の防止、鉛弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の <u>保護</u> <u>及び</u> 管理等に関する <u>狩猟者の</u> 知識や技術の充実を図ることとする。 |
| 220 | 3 網猟とわな猟の適切な実施   | (略)  |
| 221 | 網猟免許とわな猟免許について、網及びわなそれぞれの扱いについての専門性を高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。  | (略)  |
| 222 | 網及びわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。                                 | (略)  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 223 | 特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。  | (略)  |
| 224 | 4 狩猟者の確保  | (略)  |
| 225 | これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性のさらなる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。 | これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性のさらなる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。 |
| 226 | また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟団体等とも連携を図るものとする。  | (略)  |
| 227 | 5 鳥類の鉛中毒の防止   | (略)  |
| 228 | 鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。   | (略)  |
| 229 | 第七 傷病鳥獣の取扱い   | (略)  |
| 230 | 傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の効果的な救護に努めるものとする。   | (略)  |
| 231 | 1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に努めるものとする。   | (略)  |
| 232 | 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施することとする。  | (略)  |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|--|--|
| 233 | <p>2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。</p>  | (略)  |
| 234 | <p>さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがあることから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。</p>   | (略)  |
| 235 | <p>3 油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。</p>  | (略)  |
| 236 | <p>傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。</p>                  | (略)  |
| 237 | <p>第八 鳥獣への安易な餌付けの防止</p>  | (略)  |
| 238 | <p>鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。</p>  | <p>鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。</p> |
| 239 | <p>このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。</p> | (略)  |
| 240 | <p>希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。</p>   | (略)  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 241 | さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。   | (略)   |
| 242 | <b>第九 国際的取組の推進</b>  | (略)   |
| 243 | 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、国は、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定等及び東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みに基づき、関係国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図るものとする。   | (略)   |
| 244 | <b>第十 感染症への対応</b>   | (略)   |
| 245 | 高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等の管理についても課題とされている。                                    | 高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得る <b>ニホンジカシカ</b> 、イノシシ等 <b>への対応の管理</b> についても課題とされている。 |
| 246 | このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。 | (略)   |
| 247 | また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。                      | (略)   |
| 248 | <b>第十一 関係主体の役割の明確化と連携</b>   | (略)   |
| 249 | <b>1 関係主体ごとの役割</b>  | (略)   |
| 250 | 鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。   | 鳥獣保護 <b>管理</b> 事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 251 | (1) 国の役割  | (略)  |
| 252 | 国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。   | (略)  |
| 253 | 具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣保護管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。 | 具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、 <u>希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成による希少鳥獣の保護及び管理の実施</u> 、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。 |
| 254 |   | <u>広域に分布する鳥獣のうち特に管理が必要な種及び地域について、分布や生息数等に関する調査を行い、状況や取組に関する評価をした上で、結果を公表し、提言や指導を行うことで都道府県に対して取組を促すものとする。</u>   |
| 255 |   | <u>さらに、指定管理鳥獣については、国が自ら管理に必要な調査を行うとともに、全国的な観点から、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に対する支援等を行うものとする。さらに、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に則った指定管理鳥獣捕獲等事業を自ら実施するものとする。</u>   |
| 256 | (2) 地方公共団体の役割   | (略)  |
| 257 | ア 都道府県  | (略)  |
| 258 | 都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。  | 都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護 <u>管理</u> 事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。   |
| 259 | 具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。   | 具体的には、地域の鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護 <u>管理</u> 員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護 <u>管理</u> 事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護 <u>及び</u> 管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。  |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)  |
|-----|---|--|
| 260 | <p>また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。</p>   | <p>また、<u>科学的な知見に基づいて</u>特定計画の<u>作成及び実施を行う</u>に当たっては、<u>個体群管理の目標を設定し、各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成に必要な捕獲を主体的に実施することとする。</u>さらに、<u>各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。</u><u>なお、指定管理鳥獣等の個体数推定を実施するにあたって必要な捕獲数等の情報を国に提供する等、国の施策との連携・協力を努めるものとする。</u></p>  |
| 261 | <p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。</p>  | <p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護<u>管理</u>事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。<u>し、防除が適切に行われるよう市町村等に指導や助言を行うよう努めるものとする。</u></p>   |
| 262 |   | <p><u>特に、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うものとする。</u></p>   |
| 263 | イ 市町村   | (略)  |
| 264 | <p>近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。</p>   | <p>近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の<u>保護及び</u>管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。</p>  |
| 265 | <p>このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。</p> | <p>このため、条例に基づき鳥獣保護<u>管理</u>事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護<u>管理</u>事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護<u>管理</u>事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、<u>個体群数</u>管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。</p> |

| 項目  | 現行   | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|--|---|
| 266 | (3)事業者、市民、民間団体、専門家等の役割   | (略)   |
| 267 | ア 事業者  | (略)   |
| 268 | 鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣保護の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。  | 鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。 <u>特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能及び知識の維持向上に努めるものとする。また、認定鳥獣捕獲等事業者においては、鳥獣の生息状況等のモニタリングや計画策定・評価等にも関与するなど、地域の鳥獣管理の担い手となることも求められる。</u> |
| 269 | また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。  | また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。   |
| 270 | 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。  | (略)   |
| 271 | エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。   | エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。  |
| 272 | イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等  | (略)   |
| 273 | 市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。 | 市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護及び管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。   |
| 274 | 鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。  | 鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。   |
| 275 | 専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。  | 専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが期待される。   |
| 276 | 専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。  | 専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。   |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 277 | 2 関係主体の連携   | (略)   |
| 278 | (1) 鳥獣保護事業計画  | 鳥獣保護 <b>管理</b> 事業計画   |
| 279 | 鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。  | 鳥獣保護 <b>管理</b> 事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。   |
| 280 | また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。   | また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護 <b>及び</b> 管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。  |
| 281 | (2) 特定計画等   | (略)   |
| 282 | 国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。  | 国、都道府県、鳥獣保護 <b>管理</b> 事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。   |
| 283 | また、鳥獣の保護管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。   | また、鳥獣の保護 <b>及び</b> 管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。  |
| 284 | さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体数管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護管理を進めるものとする。                 | さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護 <b>及び</b> 管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体 <b>群数</b> 管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護 <b>及び</b> 管理を進めるものとする。 |
| 285 | (3) 地域に根ざした取組の充実  | (略)   |
| 286 | 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。 | 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護 <b>及び</b> 管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。      |
| 287 | また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。  | また、 <b>都道府県及び</b> 市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。   |

| 項目  | 現行  | 改訂内容素案(赤字下線部)   |
|-----|---|---|
| 288 | 第十二  その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項  | その他鳥獣保護 <del>管理</del> 事業の実施のために必要な事項  |
| 289 | 1  鳥獣の人工増殖及び放鳥獣   | (略)   |
| 290 | 都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるための取組について情報を収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。   | (略)   |
| 291 | 2  国の鳥獣捕獲許可の許可基準  | (略)   |
| 292 | 全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、Ⅱ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。   | 全国的、国際的な鳥獣の保護 <del>及び管理</del> の見地から、Ⅱ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。  |
| 293 | 3  輸入鳥獣の取扱いの適正化   | (略)   |
| 294 | (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方   | (略)   |
| 295 | 法第26条第2項に基づき定める鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。 | 法第26条第2項に基づき定める鳥獣は、鳥獣の保護及び <del>管理並びに</del> 狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。 |
| 296 | ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。   | (略)   |
| 297 | ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。<br>イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。<br>ウ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。     | (略)   |
| 298 | (2) 特定輸入鳥獣の取扱い  | (略)   |
| 299 | 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。   | (略)   |
| 300 | 4  愛玩飼養の取扱い   | (略)   |
| 298 | 自らの娯楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。   | (略)   |